

2日獣発第269号  
令和3年2月19日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

### 家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の 一体的な取り扱いの確実な実施について

このことについて、令和3年1月22日付け2生畜第1665号-1をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長から別添のとおり通知がありました。

家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵（以下「精液等」という。）について、精液等を採取した家畜などを明確に識別し、血統の混乱を招くことが無いよう配慮する必要があります。このため、精液等を採取・処理した家畜人工授精師又は獣医師は、その内容を証明するための情報を記載した家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書（以下「証明書」という。）を発行し、精液等と一体的に取り扱わなければならないこととしています。これを担保するため、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第13条及び第14条により証明書が添付されていない精液等の譲渡等を禁止する旨が規定されています。

そして、今般の家畜改良増殖法の改正により、同法第32条の2第1項に定める特定家畜人工授精用精液等については、同法第32条の4によりこれを収めた容器に採取年月日等の表示を行うことが義務化されました。これにより、容器の表示と証明書の記載内容が異なる精液等を譲渡することは、同法の違反行為であることに改めて留意する必要があります。

このたびの通知は、特定家畜人工授精用精液等とその証明書の一体的な取り扱いを徹底するための留意事項等が整理されたこと（別添1参照）、それら留意事項等及び家畜人工授精業務等に関する相談窓口が設定されたこと（別添2参照）について周知し、家畜人工授精所関係者はもとより、他の精液等（和牛及びこれらの交雑種を除く牛、馬、めん羊、山羊及び豚の精液等）においても、別添1に準じた取組を実施し、現場での指導を徹底するよう求めるものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先  
公益社団法人 日本獣医師会  
事業担当 養島  
TEL 03-3475-1601



2 生畜第 1665 号-1

令和 3 年 1 月 22 日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取り扱い  
の確実な実施について

家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵（以下「精液等」という。）は、その外観から精液等を採取した家畜などを識別することが困難であるため、家畜改良上、これを明確に識別し、血統の混乱を招くことなどが無いよう配慮する必要がある。このため、精液等を採取・処理した家畜人工授精師又は獣医師は、その内容を証明するための情報を記載した家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書（以下「証明書」という。）を発行し、当該精液等と一体的に取り扱わなければならないこととしており、これを担保するため、今般の家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）の改正前から、同法第 13 条及び第 14 条により証明書が添付されていない精液等の譲渡等を禁止する旨、規定されている。

このような中、今般の家畜改良増殖法の改正により、同法第 32 条の 2 第 1 項に定める特定家畜人工授精用精液等については、同法第 32 条の 4 によりこれを収めた容器に採取年月日等の表示を行うことが義務化された。これにより、容器の表示と証明書の記載内容が異なる特定家畜人工授精用精液等を譲渡等することは、同法の違反行為であることに改めて留意する必要がある。

このため、特定家畜人工授精用精液等とその証明書の一体的な取り扱いを徹底するための留意事項等を別添 1 のとおり整理したので、特定家畜人工授精用精液等はもとより、これに指定されていない精液等（和牛及びこれらの交雑種を除く牛、馬、めん羊、山羊及び豚の精液等）においても、別添 1 に準じた取組を実施することについて、貴会会員の家畜人工授精所の開設者並びに家畜人工授精師及び獣医師等に改めて指導の徹底を図られたい。

また、当該留意事項等や家畜人工授精業務等に関する相談窓口を別添 2 のとおり設置したので、上記の指導と併せて周知願いたい。



特定家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の  
一体的な取り扱いの確実な実施について

- 1 特定家畜人工授精用精液等の保存時の区分管理の徹底について  
家畜人工授精所の開設者は、以下に留意した上で適正に保存することを徹底すること。
  - (1) 家畜人工授精用精液  
家畜改良増殖法第 32 条の 2 第 1 項に定める特定家畜人工授精用精液等のうち、家畜人工授精用精液については、種雄牛や採取年月日が異なるものを取り違えが起こらないよう、これらの生産ロット毎に仕切板等（ケインや角形キャニスター等を含む。以下同じ。）を活用した区分管理を徹底すること。
  - (2) 家畜体内（体外）受精卵  
特定家畜人工授精用精液等のうち、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵については、供卵牛・交配種雄牛及び受精卵生産年月日が異なるものを取り違えが起こらないよう、これらの生産ロット毎に、仕切板等を活用した区分管理を徹底すること。
- 2 特定家畜人工授精用精液等を譲渡する際の確認の徹底について  
家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等を譲渡する際、その家畜人工授精用証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書（以下「証明書」という。）について、採取年月日等が当該特定家畜人工授精用精液等と異なる証明書を添付することの防止を徹底するため、以下の対策を講ずること。
  - ① 特定家畜人工授精用精液等である家畜人工授精用精液を譲渡する際は、種雄牛毎に、可能な限り同じ採取年月日のものを譲渡すること。
  - ② 特定家畜人工授精用精液等を譲渡する際は、譲渡者と譲受者の双方で、その特定家畜人工授精用精液等を収めた容器（以下「ストロー」という。）の表示事項と証明書の記載内容について一致することを確認すること。また、必要に応じて、当該特定家畜人工授精用精液等の納品書に双方が一致を確認したことを記入するチェック欄を設けるなどにより、確認の徹底を図ること。
- 3 定期的な特定家畜人工授精用精液等と証明書の管理状況の確認について  
家畜人工授精所の開設者は、自らの家畜人工授精所が所有する特定家畜人工授精用精液等とその証明書の整合性の確保を徹底するため、定期的に、棚卸やストローの表示事項と証明書の突合を行うとともに、証明書は使用済みと未使用を区分管理し、必要な時に速やかに照合できるよう適切に管理することを徹底すること。
- 4 ストローの表示事項を確認する方法に関する留意事項  
2 の②の特定家畜人工授精用精液等を譲渡する際や 3 の定期的な特定家畜人工授精用精液等と証明書の管理状況の確認に当たり、そのストローの表示事項を確認する際は、特定家畜人工授精用精液等の品質の低下を招くことのないよう、ステンレス製の専用容器や肉厚な発泡スチロール箱等に液体窒素を満たし、その中で確認する等、適切な温度管理を行うこと。

家畜人工授精業務等に関する相談窓口の設置について

1 目的

家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律に関する各種相談に対応し、適切な情報を提供することで、家畜人工授精業務等の適正な実施や特定家畜人工授精用精液等の知的財産としての価値の保護を図ります。

2 開設場所 及び 連絡先

農林水産省 生産局 畜産部 畜産振興課 家畜遺伝資源管理保護室  
【代表：03-3502-8111】（内線 4913）

北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課  
【代表：011-330-8807】（内線 420・421）

東北農政局 生産部 畜産課  
【代表：022-263-1111】（内線 4188）

関東農政局 生産部 畜産課  
【代表：048-600-0600】（内線 3151）

北陸農政局 生産部 畜産課  
【代表：076-263-2161】（内線 3345）

東海農政局 生産部 畜産課  
【代表：052-201-7271】（内線 2434）

近畿農政局 生産部 畜産課  
【代表：075-451-9161】（内線 2333）

中国四国農政局 生産部 畜産課  
【代表：086-224-4511】（内線 2142）

九州農政局 生産部 畜産課  
【代表：096-211-9111】（内線 4449・4454）

沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 畜産振興室  
【代表：098-866-0031】（直通 098-866-1653）